

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年6月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成20年1月16日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン丸亀 丸亀市新田町字橋本186番3ほか
- 3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要
 - (1) 生活環境保持の観点から、出店予定地の東側は現況農地であるが大規模な開発であり将来住宅等の団地等ができる可能性もあることから、あらかじめ騒音予測をしておく必要があると思われる。また、出店予定地の南側集落においても同様に大規模開発であることから騒音予測をしておく必要があると思われる。
 - (2) 届出記載事項中、騒音予測した地点の1箇所について、夜間における予測値が基準値を超過していることからその対応策を示されたい。
 - (3) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に留意した店舗運営を行ってください。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課
縦覧期間	平成20年6月2日（月曜日）から同年7月2日（水曜日）まで